

令和8年度 業務改善助成金 重要改正3ポイント

Point1 交付申請及び賃金引上げ期間

✓ 交付申請期間

令和8年9月1日から地域別最低賃金発効日前日か同年11月30日のいずれか早い日まで

✓ 賃金引上げ期間

交付申請受付後から地域別最低賃金発効日の前日まで

△ 重要

・賃金引上げは、交付申請受付後に行う必要があります。

対象外となる例

× 申請前に賃金引上げ

× 地域別最低賃金発効日以降に賃金引上げ

× 複数回の賃金引上げを合算して
のコース選択

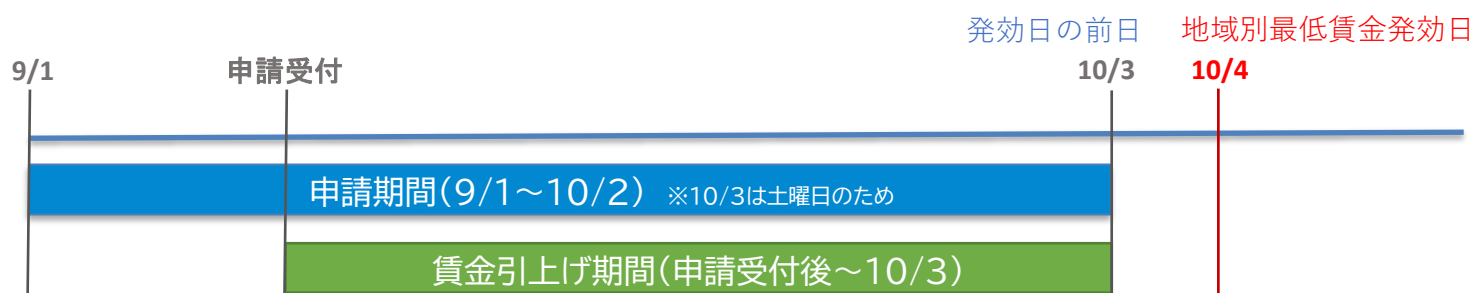
Point2 引上げ対象労働者

✓ 引上げる対象労働者は、**雇用保険
被保険者**が対象となります。

Point3 引上げ前の事業場内最低賃金

✓ 引上げ前の事業場内最低賃金が、令和8年
改定後の地域別最低賃金額未満の事業所が
対象となります。

【申請例：地域別最低賃金発効日が令和8年10月4日となった場合】



△ 注意

・交付決定前に設備の導入を行った場合、助成金の支給対象外となります。

× 事前着手（交付決定前に発注、契約、納品、支払いなどを行うことは認められません。）

※今回の内容につきましては、特に重要な改正点等に絞って記載しております。詳細につきましては、厚生労働省ウェブサイトより、業務改善助成金の申請マニュアル等を必ずご確認ください。ご不明な点がございましたら、以下のお問合せ先にご確認ください。

【お問合せ先】

- ・業務改善助成金コールセンター 0120 - 366 - 440
- ・福井労働局雇用環境・均等室 0776 - 22 - 0221

厚生労働省
業務改善助成金



福井労働局
賃上げ支援策



厚生労働省

福井労働局

(労働基準部賃金室)